意見検討結果一覧表

(案名: 岩手県犯罪被害者等支援計画(素案)についての意見募集)

番号	意見	検討結果(県の考え方)	決定への
			反映状況
1	14 ページNo.2 「市町村間や他都道府県との情報共有」に	市町村を跨いだ支援が必要な場合は、県が関係市町村と	F
	ついて、どのようにして市町村で情報共有するのか。	連絡調整を行います。また、県が中心となり、市町村を含	(その他)
		めた関係機関等で構成する支援調整会議(仮称)を設置し、	
		個別の犯罪被害者等の支援に必要な情報共有を図ります。	
2	14 ページNo.5 「民間支援団体等との連携・協力の強化」	児童虐待や配偶者等からの暴力の被害者等の保護につい	F
	について、どのようにして連携強化するのか。	ては、民間支援団体が行っている支援内容について関係機	(その他)
		関・団体等へ周知し、個々の事案に応じて必要な支援が行	
		き届くよう連携を図っていきます。	
3	14 ページNo.6 「産婦人科医等との連携強化」について、	性犯罪・性暴力被害者支援における産婦人科医及び精神	F
	どのようにして連携を強化するのか。	科医との連携に加え、近年増加傾向にある男性の性被害相	(その他)
		談にも対応できるよう、泌尿器科、小児科の医療機関との	
		連携体制の構築を図ります。	
4	16 ページNo.5「警察における相談体制の充実等」につい	警察における性犯罪被害相談については、相談対応等の	D
	て、相談対応にあたる警察官の性別を選べるだけではなく、	専門研修を受けた警察官が対応することとしています。	(参考)
	研修の有無についても選べた方が良いのではないか。		
5	17 ページNo.8「保険診療の利用の周知」について、どの	犯罪の被害を受けたことによる傷病は、一般の保険事故	F
	ように周知させるのか。	と同様に、医療保険の給付の対象として取り扱うこととし	(その他)
		ている厚生労働省からの通知に基づき、県医師会、歯科医	
		師会及び薬剤師会を通じて、各医療機関に対して通知し、	
		周知を図っています。	

6	51 ページNo.18「犯罪被害者週間に合わせた集中的な広報・啓発事業の実施」について、ライトアップや報道機関への取材等の依頼、大学生等とイベントを開催し、若者の理解の増進、イベントによる収益を被害者支援センターに寄付すること等を検討してはどうか。	いただいた御意見の内容については、施策の実施に当たっての参考とさせていただきます。	D (参考)
7	犯罪被害者等の経済的負担の軽減について、具体的にどの くらいの額を給付するのか。 被害後に、裁判所までの交通費、犯罪被害に関わるもの(窃 盗被害で盗まれたもの以外で、加害者が触ったかもしれな いもの)の買い替え等の費用も自己負担となるのであれば 不安である。	・ 国の犯罪被害給付制度では、いずれも上限金額として、遺族給付金が 2,964.5万円、重傷病給付金が 120万円、障害給付金が 3,974.4万円給付されます。 また、県や警察が行っている公費負担制度では、対象とするカウンセリング料、診察料等のほか、ハウスクリーニングに要する経費について公費負担を行います。 ・ 犯罪被害者等が犯罪被害に遭った後は、精神的ショックにより育児や介護、日常生活に支障を来たすことが多く、これらに対する経済的支援の必要性については、審議会の意見を踏まえながら、今後の検討とします。	D (参考)
8	犯罪被害者等支援に関する広報・啓発について、県民がどのくらい犯罪被害者支援や支援センターについて知っているかデータを取り、いつまでに何パーセントまで増やすとするなど、目標を具体的にするとよいのではないか。	この計画においては、本計画の上位計画である「いわて 県民計画政策推進プラン (令和5年度~令和8年度)」にお いて定めている指標 ①犯罪被害者等に係る理解促進のための講演会等の参 加者数 ②「はまなすサポートセンター」相談窓口の新規相談 者数のうち、県広報により窓口を認知し相談を行っ た者の割合 により取り組むこととしています。	F (その他)

9	経済的負担の軽減について、災害時には見舞金が支給され	現時点では、見舞金制度の導入については検討段階です。	D
	るように、犯罪も人的災害であることから、県・市町村か	その上で、全国どこにいても標準的な経済的支援を受け	(参考)
	ら先行した見舞金支給制度があれば被害者の支えになると	ることが出来るよう、災害障害見舞金や災害援護資金とい	
	思うので、もっと詳細に記載して欲しい。	った先行制度を参考としつつ、国・都道府県・市町村によ	
		る融合型の見舞金制度等の確立に向けて、国等に提案して	
		いくこととします。	

- 備考1 「類似意見件数」欄については、類似の意見をまとめて公表するときに当該類似の意見の件数の記入に用いるものとし、それ以外のときは削除するものとします。
 - 2 「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分を記載するものとします。

区分	内 容
A (全部反映)	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B (一部反映)	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C (趣旨同一)	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D (参考)	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E (対応困難)	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F (その他)	その他のもの(計画等の案の内容に関する質問等)

- 3 意見(類似の意見をまとめたものを含む。)数に応じて、適宜欄を追加して差し支えありません。
- 4 計画等の案の項目区分に応じて、適宜表を分割して差し支えありません。